



ロマンス投資詐欺が増加しています!!

—その出会い、仕組みれていませんか?—



【事例】

マッチングアプリで自称外国人経営者という男性と出会った。将来のために投資サイトを勧められ、少額を投資したら利益が出たので、更に銀行や消費者金融から借り入れて、合計約500万円投資した。出金しようとしたら、180万円を保証金として支払う必要があると言われ、50万円を更に借り入れた。残りの130万円についてその男性に相談していたところ、連絡が途絶えた。(30歳代女性)



ロマンス投資詐欺の手口に注意!!

出会い

- ・出会い系サイトやマッチングアプリ等で、外国人などを名乗る相手とマッチングが成立

勧誘

- ・他のアプリ等でやり取りしようと誘われる
- ・投資を勧められる

投資

- ・指示通り送金する
- ・投資サイト上で利益が出ているように表示される
- ・さらに高額投資するよう勧められる

出金不可

- ・投資を続ける
- ・利益が出ているので、出金を申し出ることができない

連絡不能

- ・マッチングの相手、投資サイト運営事業者と連絡が取れなくなる



トラブルに遭わないためのチェックポイント!!

- 出会い系サイトやマッチングアプリ等で出会った外国人を名乗る人物等から投資サイトを紹介され、投資したが、出金できないといった相談が増加しています!!
- 投資等のサイトを運営する事業者の実態がつかめない場合、被害回復は困難です!!
- お金の話になったら怪しいです!!すぐに、メッセージ交換をやめましょう!!



不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、
すぐに消費生活センター(☎188)等へ相談する!!

奈良県消費生活センター

〒630-8122

奈良市三条本町8-1

シルキア奈良2F

☎0742-36-0931



消費者
ホットライン
☎188

国民生活センター 2022年3月3日公表 より

奈良県消費生活センター
中南和相談所

〒635-0085

大和高田市片塩町12-5

大和高田市市民交流センター3F

☎0745-22-0931



消費者の目



奈良県消費生活センターでは「消費者の目」として毎月第1火曜日の奈良新聞(朝刊)に消費者に気を付けてほしい消費者トラブルや役に立つ情報を掲載しています。

通信販売の定期購入トラブルを防ぐ方法

【相談事例】

SNSの広告サイトで、「通常価格1万円の化粧品が2千円。いつでも解約可能」と記載されていたので、2回目以降解約すればよいと思い注文した。商品が届き、解約するため電話をかけたが、自動音声でチャットから問い合わせよう誘導された。チャットで解約を申し出たところ、「2回目の商品を受け取らずに解約する場合、5営業日以内に差額の8千円を振り込まなければ解約は完了しない」と回答された。差額精算が必要だというような注意事項を見た覚えがなく、初回のみで解約できると思っていた。

Price Down!



【回答】

この相談者の契約について、販売業者のサイトを確認したところ、チャットの回答とおりの記載がありました。安価にお試しできるとの誘い文句にとらわれず、まず販売業者の情報や評判を入念に確認することも必要です。



これ!!
一番大切です!!

「最終確認画面」重要です!!



・「1回だけのつもりで注文しても『定期購入』が条件となっていて、想定した以上の金額を支払うことになった」「2回目から分量が多くなった」「高額になった」場合など。

必ず「最終確認画面」で定期購入が条件となっていないか、2回目以降の分量や代金などの販売条件を確認する。



・「定期縛り無し」「いつでも解約可能」という表示は、継続期間や購入回数が決まっていない「定期購入」という印象ですが、実際には、低価格の商品のみ購入して2回目以降を解約するときは違約金等を請求されるケースなど。

必ず「最終確認画面」で解約条件等を確認する。



・販売業者等が契約の申し込み内容について、表示しなかったり、不実の表示や消費者を誤認させるような表示を行った場合



※改正特定商取引法では、販売業者等は、販売サイトの「最終確認画面」において、顧客が「注文確定」の直前段階で、分量、販売価格・対価、支払いの時期・方法、引渡・提供時期、申込期間、申込みの撤回、解除に関する事などの内容を簡単に最終確認できるように表示することを義務付けています。

誤認して申込みをした場合、申込みの意思表示を取り消すことができる。



奈良新聞「消費者の目」2024年4月2日掲載 より



☎188

不安に思った場合、トラブルになった場合には、早めに消費生活センターに相談してください!!

インターネット通販の「最終確認画面」チェックリスト!!

インターネット通販では、注文する前に「最終確認画面」をスクロールし、(上下左右に動かして見えていなかった画面を表示させ)、契約条件を最後まで必ず確認してください。注文直後に表示された「割引クーポン」等の利用時にも、再度確認しましょう。

- 定期購入が条件になっていませんか？
- (定期購入が条件になっている場合) 継続期間や購入回数が決まられていませんか？
- 支払うことになる総額はいくらですか？
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- 「解約・返品できるか?」「解約・返品できる場合の条件」など、返品特約や解約条件を確認しましたか？
- お届け予定日や、利用規約の内容を確認しましたか？
※上記の契約条件が記載されている画面はスクリーンショットで保存しましょう。
※未成年者の場合は、以下の点も確認してください。
- 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか？
- 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申し込んでいますか？



出典:国民生活センター2024年1月31日公表 より

令和6年4月から、県消費生活センターのホームページ (<https://www3.pref.nara.jp/syouseiseikatsusennter/>)に「消費者トラブルQ&A」のページを新しく追加しました。よくある消費者トラブルに関する相談事例と対応方法について解説していますので、ご活用ください。



ホームページ



令和6年度 消費者フォーラムin奈良

～デジタル時代に求められる消費者力とは～

講師 弁護士 ^{すみ た ひろ こ}住田 裕子氏

昭和54年東京地検検事に任官し、昭和62年女性初の法務省民事局付検事として民法・国際私法等の改正を担当。平成8年弁護士登録し、さまざまな公職や獨協大学特任教授などを歴任。

現在、NPO長寿安心会の代表として長寿社会の安全安心な社会づくりのために奮闘中。



日時: 令和6年5月18日(土)
13時30分～15時15分

受付: 13時00分～

会場: 奈良公園バスターミナル
レクチャーホール
奈良市登大路町76番地
県庁本庁舎東側
(近鉄奈良駅から徒歩約10分)



テーマ 消費者トラブルの現状と
安心安全な暮らし方

定員: 250名(要申し込み・先着順)
※4月30日(火)必着

申し込み方法

FAX(1枚につき2名まで)に、「消費者フォーラム参加希望」と明記し、希望者全員の郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を記載して下記へ送付ください。また、ホームページからも申し込みめます。開催の1週間前を目途に参加票を郵送いたします。当日必ずお持ちください。

主催: 奈良県・奈良県金融広報委員会
後援: 金融広報中央委員会

申込・問い合わせ先

奈良県消費生活センター
〒630-8122
奈良市三条本町8番1号シルキア奈良2F
FAX: 0742-32-2686
TEL: 0742-32-0621
ホームページ:



QRコード

<https://www3.pref.nara.jp/syouseiseikatsucenter/>
*お電話での申し込みは受け付けておりません。



奈良県くらしの安全・安心サポーター出前講座ご案内

講師料は
無料です!!

消費者被害の発見、未然防止・拡大防止のため、消費者問題に関する様々な情報を伝える「出前講座」を実施しています。自治会、婦人会、老人会などの地域の集まり、イベントなどにご活用ください!!

奈良県くらしの安全・安心サポーターグループのメンバーが出前講座等で活動されています。

- ・「ぎ・ひめみこ」(奈良県南部地域)
- ・「グループあんあん」(奈良県北部地域)

さまざまな消費生活トラブルについて、寸劇やクイズなどをまじえてわかりやすくお話しします!!



お申込み・お問い合わせ
奈良県消費生活センター
TEL0742-32-0621
FAX0742-32-2686

申込書は、ホームページからダウンロードできます!!

発行: 奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階
Tel 0742-32-0621 / Fax 0742-32-2686

なら こじかつうしん 5月号(2024年4月25日発行)

ホームページ <https://www3.pref.nara.jp/syouseiseikatsucenter/>



奈良県消費生活センター
マスコット しっかりくん



ホームページ